

令和7年分  
(岩手県)

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left( \begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ 1\text{平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left( \begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

(注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。

2 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの

② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの

また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

順 音	ゴルフ場用地等の名称	固定資産税評価額 に乘ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

# 令和7年分 (岩手県)

## 2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同83-2のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)。

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額 × 次表に掲げる倍率

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの

② ホール数が9~17でホールの平均距離が150メートル以上のもの

また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乘ずる倍率
い	一関市	ゴルフ場用地	一関カントリークラブ	1.3
			南岩手カントリークラブ	1.2
	岩手町	ゴルフ場用地	岩手沼宮内カントリークラブ	2.7
			ローズランドカントリークラブ	1.6
お	奥州市	ゴルフ場用地	江刺カントリー倶楽部	1.6
			みちのく古都カントリークラブ	2.0
か	金ヶ崎町	ゴルフ場用地	栗駒ゴルフ倶楽部	1.3
	軽米町	ゴルフ場用地	ニュー軽米カントリークラブ	1.0
き	北上市	ゴルフ場用地	きたかみカントリークラブ	1.9
し	雫石町	ゴルフ場用地	雫石ゴルフ場	1.5
			八幡平カントリークラブ	1.2
	紫波町	ゴルフ場用地	岩手ゴルフ倶楽部 新山コース	1.1
た	滝沢市	ゴルフ場用地	メイプルカントリークラブ	1.2
に	西和賀町	ゴルフ場用地	湯田高原カントリー倶楽部	1.3

令和7年分  
(岩手県)

音 順	適　用　地　域　等			固定資産税評 価額に乘ずる 倍　率
は	八幡平市	ゴルフ場用地	安比高原ゴルフクラブ	倍 1.3
			南部富士カントリークラブ	1.3
	花巻市	ゴルフ場用地	盛岡南ゴルフ俱楽部	1.8
み	宮古市	ゴルフ場用地	宮古カントリークラブ	1.1
も	盛岡市	ゴルフ場用地	盛岡カントリークラブ	2.3
			盛岡ハーランドカントリークラブ	1.4